

(3) 新たな償却の方法2 (新たな定率法)

問3 平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産の償却の方法である新たな定率法について、具体的な計算の方法を教えてください。

(答) ① 新たな定率法とは、減価償却資産の取得価額(2年目以後の年分にあつては、減価償却資産の取得価額から既に償却費の額として各年分の不動産所得等の金額の計算上必要経費に算入された金額の累積額を控除した金額(以下「未償却残高」といいます。))に、その償却費の額が毎年一定の割合で逓減するように当該資産の耐用年数に応じた「定率法の償却率」(耐用年数省令別表十)を乗じて計算した金額(以下「調整前償却額」といいます。)を、各年分の償却費の額として償却し、不動産所得等の金額の計算上必要経費に算入する計算方法です(所令120の2①二ロ、【算式1】)。

② また、この調整前償却額が当該減価償却資産の取得価額に「保証率」(耐用年数省令別表十)を乗じて計算した金額(以下「償却保証額」といいます。)に満たない場合には、最初に満たないこととなる年の期首未償却残高を「改定取得価額」として、その改定取得価額に、その償却費の額がその後毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた「改定償却率」(耐用年数省令別表十)を乗じて計算した金額を、その後の各年分の償却費の額として償却し、不動産所得等の金額の計算上必要経費に算入することとなります(所令120の2①二ロ、②一、二、【算式2】)。

なお、耐用年数経過時点において1円まで償却します。

○ 算式に示すと次のとおりです。

【算式1】 「調整前償却額 \geq 償却保証額」の場合

$$\text{償却費の額} = \text{期首未償却残高} \times \text{定率法の償却率}$$

※ 年の途中で事業の用に供した場合には、「本年中に事業に使用していた月数/12」を乗じます。

【算式2】 「調整前償却額 $<$ 償却保証額」の場合

$$\text{償却費の額} = \text{改定取得価額} \times \text{改定償却率}$$

※ 年の途中で事業の用に供した場合には、「本年中に事業に使用していた月数/12」を乗じます。

○ 具体的な計算は次のとおりです。

【設例】 取得年月：平成20年1月 取得価額：100万円 耐用年数：10年

耐用年数省令別表十の耐用年数10年の定率法の償却率 \Rightarrow 0.250

改定償却率 \Rightarrow 0.334

保証率 \Rightarrow 0.04448

(事業専用割合は100%とします。)

	(取得価額)	(保証率)	(償却保証額)	
償却保証額	1,000,000円	\times 0.04448	$=$	44,480円

(単位：円)

年 分		20年分	21年分	…	26年分	27年分	28年分	29年分
取得価額(期首未償却残高)		1,000,000	750,000	…	177,978	133,483	88,899	44,315
償却費の額 (調整前償却額)		250,000	187,500	…	44,495	33,371	22,225	11,079
改定償却率 による計算	改定取得価額	—			—	133,483	133,483	133,483
	償却費の額					44,584	44,584	44,314
期末未償却残高		750,000	562,500	…	133,483	88,899	44,315	1

※ その年分の調整前償却額が償却保証額 44,480 円に満たないこととなる平成 27 年分以後の年分は、最初にその満たないこととなる平成 27 年分の期首未償却残高 133,483 円を改定取得価額として、その改定取得価額に改定償却率 0.334 を乗じて計算した金額が償却費の額(44,584 円)となります。

また、耐用年数経過時点において 1 円を残しますので、平成 29 年分の不動産所得等の計算上必要経費に算入する償却費の額は、44,314 円となります。

